(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　長野県長野市役所

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
つくば市稲岡字稲岡五四番一地先から茨城県稲敷郡阿見町大字吉原字馬立一七一一番三まで	敷地の幅員	延長
	前　二四・二一七～三〇五・九五一メートル	後　二四・一一七～三〇五・九五一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市稲岡字稲岡五四番一地先から茨城県稲敷郡阿見町大字吉原字馬立一七一一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十五日

○近畿地方整備局告示第百五十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　業務を廃止した者の名称
　財団法人神戸市防災安全公社
二　業務を廃止した者の住所
　兵庫県神戸市中央区栄町通七丁目一番六号
三　業務を廃止した者の登録番号
　近畿地方整備局長　6
四　廃止した評価の業務の範囲
　評価の業務の全部
五　廃止した年月日
　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
　近畿地方整備局長　22
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社オーネックス
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	西川　米三、梁木　章雄

(2)　変更年月日
　平成二十三年四月一日

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
福岡県田川郡糸田町字和田雑餉塚一六二番四地内	敷地の幅員	延長
	前　八六・〇〇〇～九一・〇〇〇メートル	後　八六・〇〇〇～八九・〇〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
荒尾市荒尾字芋尾一七九七番一から同市宮内字芋尾二九〇番一まで	敷地の幅員	延長
	前　一二・一〇〇～一六・八〇〇メートル	後　一四・三〇〇～一八・六〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡県田川郡糸田町字和田雑餉塚一六七番一から田川市大字弓削田三八一三番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所
二百八号	荒尾市荒尾字芋尾一七九七番一から同市宮内字芋尾二九〇番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十五日